

劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関する中間まとめ（素案）

1. 劇場、音楽堂に係る現状及び課題

（我が国の劇場、音楽堂の現状）

- 本来、劇場、音楽堂とは、もっぱら音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等の文化芸術活動を行い、観客が見聞き等することを目的とした施設であり、そのために必要となる音響、舞台及び照明等の専門的設備を備え、これらを管理及び操作するための技術職員及び公演を企画制作する職員等の専門的な職員を配置しているものが想定される。
- 我が国の劇場、音楽堂の現状をみると、こうした機能を有している施設の多くが文化会館や文化ホール等の文化施設である。これら施設については、それぞれの地域の実情を踏まえ、舞台芸術だけでなく、スポーツや各種行事等、多目的に利用される施設として設置されている場合が多い。
- これら文化施設における文化芸術活動については、独立行政法人、地方公共団体や民間事業者といった文化施設の設置者が、そこで行う公演を自主制作したり、買取による公演を行ったりする場合もあるが、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。

（我が国の劇場、音楽堂の課題）

- 文化施設の大半は、公立文化施設であるが、これらの施設については、地方公共団体の文化関係予算が減少している中、自主事業の実施施設数の減少や公演の小規模化等により、文化芸術の鑑賞活動や創造活動を十分に提供・実施できず、その施設が持っている機能が十分に発揮されていないといった指摘がなされている。
- また、文化芸術団体の活動拠点が東京を中心とした大都市圏に集中しており、地方での公演は、大都市圏での公演と比較し、交通費、宿泊費、運搬費等、多くの経費を要すること等から、相対的に、地方において多彩な文化芸術に触れる機会が少なくなっているといった課題も生じている。

2. 基本的考え方

(音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等の文化芸術の役割等)

- 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等の文化芸術は、人々の心の豊かさをはぐくむとともに、人々が共に生きる絆と社会基盤を形成するものである。また、これら文化芸術の発展は、我が国の魅力を高めるとともに、世界の文化芸術の発展に貢献するものである。
- このような重要な役割を担う分野について国が振興することは、我が国の文化芸術の水準をさらに高めることにつながるものであるとともに、コミュニティの創造、地域振興につながるものである。

(劇場、音楽堂の機能)

- 劇場、音楽堂は、こうした文化芸術を企画制作する創造発信拠点としての機能を有するとともに、鑑賞する機会を提供する拠点、地域住民が文化芸術活動を行う拠点、さらにはこれら文化芸術に関する情報を発信する拠点としての機能を有するものである。

(今後の劇場、音楽堂等の在り方)

- このような我が国の現状や課題を踏まえ、今後の我が国における劇場、音楽堂等の在り方を考えた場合、数多く存在する公立及び民間事業者立の文化施設の機能を生かしながら、国、地方公共団体、劇場、音楽堂等を設置及び運営する民間事業者（以下「民間事業者」という。）及び公演を行う文化芸術団体等が連携協力し、社会全体で、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等の文化芸術を提供する環境を整えることによって、より多くの国民に対して、様々な文化芸術活動に触れる機会が提供され、我が国の文化的水準が高まるよう取り組むことが肝要である。
- 今回の報告のねらいは、文化の振興を目的として設置され、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等の文化芸術活動を行う機能を有する文化施設を「劇場、音楽堂等」とし、これらを拠点として音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等の文化芸術の振興を図ることにある。
- これを実現するためには、劇場、音楽堂等の実情を踏まえつつ、国、地方公共団体の責務、及び民間事業者の役割を明確にし、劇場、音楽堂等を活用する意識を高めるとともに、劇場、音楽堂等の取組に係る良好事例に関する情報提供、劇場、音楽堂等の機能を十分に発揮するための人材育成、子どもへの文化芸術に触れる機会の提供等、総合的に取り組むことが必要である。

3. 検討対象

- 今回の検討対象については、文化の振興を目的として設置され、劇場、音楽堂としての機能を有する施設を広く対象とし、「劇場、音楽堂等」とする。
- 劇場、音楽堂としての機能とは、主に次に掲げる内容が挙げられる。
 - i) 買取公演を含め、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等を企画し、又は制作すること
 - ii) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等を公演し、又は公開すること
 - iii) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等を鑑賞し、創作し、又は発表するために施設を一般の利用に供すること
 - iv) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等を普及啓発すること
 - v) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等に必要の人材を育成すること
 - vi) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等に関する調査研究を実施し、資料を収集し、又は情報を一般に提供すること
- 地域によっては、公立の劇場、音楽堂等がなく、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等の文化芸術活動が、民間事業者が設置及び運営する劇場、音楽堂等において行われている場合がある。こうした地域においては、民間事業者による活動を通じて、文化芸術の振興を図ることも重要であることから、民間事業者立の施設も検討対象とする。
- 国立の劇場については、我が国の中核的な劇場として検討対象とすべきであるが、具体的な実施方針等が独立行政法人日本芸術文化振興会法及びそれに基づく法令等において規定されていることに留意する必要がある。

4. 法的基盤の内容として考えられる事項

- 劇場、音楽堂等の制度的な在り方を検討するに当たっては、文化芸術振興基本法に定められた基本理念¹を踏まえるとともに、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者及び文化芸術団体等の自主性及び主体性を尊重し、設置者等の判断のもと、多様な文化芸術活動が実施される枠組にする必要がある。

¹ 文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百四十八号）（抄）
（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

- これらの理念や「2. 基本的考え方」を踏まえ、法的基盤の内容として考えられる事項について、次のとおり整理する。

① 劇場、音楽堂等の機能を十分に生かすことに関する国及び地方公共団体の責務

- 国及び地方公共団体が、それぞれ設置する劇場、音楽堂等を十分に活用する責務を法令上明確にすることによって、今まで以上に国及び地方公共団体において、劇場、音楽堂等を活用する意識が高まり、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等の文化芸術活動が充実することが期待される。
- 国が果たすべき責務は、国立劇場及び新国立劇場等の機能を十分に生かし、質の高い音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等を企画又は制作し、公演又は公開するとともに、こうした文化芸術に必要な人材を育成すること等によって、我が国の文化芸術の水準を高め、国際的に比肩しうる水準の文化芸術を振興することである。また、我が国の文化芸術の海外発信に努め、国際文化交流に寄与する責務がある。さらには、こうした取組の成果を、全国各地に普及することで我が国全体の文化芸術の水準を高める責務がある。
- 地方公共団体の責務は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等の文化芸術に関する施策を策定し、自らが設置する劇場、音楽堂等を有効に利用し、必要に応じて、国及び他の地方公共団体等との連携を図りつつ、実施することである。

② 劇場、音楽堂等を設置及び運営する民間事業者の役割

- 国及び地方公共団体の責務と併せて、民間事業者の役割を法令上明確にすることによって、社会全体で劇場、音楽堂等を活用する姿勢が明確になり、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等の文化芸術活動がさらに充実することが期待される。
- 民間事業者が設置及び運営する劇場、音楽堂等において実施される様々な文化芸術活動については、原則、自主的かつ自由に行われるものであるが、心豊かな生活の実現や新たな価値の創造といった文化芸術の効用に鑑み、民間事業者においても、必要に応じ、国及び地方公共団体との連携を図りつつ、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等の文化芸術活動に関する取組を実施するよう努める役割がある。

③ 劇場、音楽堂等の設置者等と文化芸術団体との連携

- 現在においても、劇場、音楽堂等の設置者等と、そこで公演を行う文化芸術団体との間では、従来からの劇場、音楽堂等と文化芸術団体との関係を生かした友好提携やフランチャイズ契約²による連携等、劇場、音楽堂等が置かれてい

² ここでいうフランチャイズ契約とは、劇場、音楽堂等を運営する者等とそこで活動を行う文化芸術団体との間において締結される契約で、特定の文化芸術団体が、一定程度、継続的かつ独占的に劇場、音楽堂等を利用するとともに、当該劇場、音楽堂等において定期的に公演を提供すること等に関するものをいう。

る環境に応じた様々な連携が行われている。

- 劇場、音楽堂等と文化芸術団体との連携については、今後さらに、文化芸術団体による劇場、音楽堂等の利用に係るもの、公演等に求められる専門的な人材の確保に係るもの、地域住民への文化芸術のアウトリーチ活動、及び自主公演の共同制作等、それぞれの環境に応じた多様かつ柔軟な連携が図られることが求められる。
- なお、公立文化施設については、公の施設の利用に関し、長期間にわたる施設の利用ができないといった指摘があるが、それぞれの公立文化施設の設置条例等に規定されている目的に反しない限りにおいて、劇場、音楽堂等の設置者等と文化芸術団体とが相互に連携協力することによって対応していくことが重要である。

④ 劇場、音楽堂等の取組に係る良好事例に関する情報提供

- 国は、多くの劇場、音楽堂等において効果的な取組がなされるよう、劇場、音楽堂等における共同制作及び共同公演の実施による制作経費の削減や他の文化施設との人材交流による人材育成等、成果のあった事例について、設置者である地方公共団体及び民間事業者等に適宜情報を収集及び提供する必要がある。
- 地方公共団体においても、当該地方公共団体の域内に設置された劇場、音楽堂等において効果的な取組がなされるよう、情報の収集及び提供することが重要である。

⑤ 劇場、音楽堂等の機能を十分に発揮するための人材育成

- 劇場、音楽堂等に配置される人材の育成に当たっては、OJTによる育成を基本としつつ、それぞれの劇場、音楽堂等において、他の劇場、音楽堂等及び大学等と連携協力し、人事交流や研修を行うなど、劇場、音楽堂等に係る専門的な能力を伸長させる機会を設けることが重要である。
- このため、国及び地方公共団体においては、それぞれの劇場、音楽堂等において求められる能力を有する人材を育成するため、研修及び講座等をはじめ様々な機会を提供するよう努める必要がある。
- また、大学等において専門的な能力を有する人材を育成し、劇場、音楽堂等の現場に輩出することが必要である。各大学等においては、それぞれの教育目標に応じて、文化芸術に関する幅広い知識及びアートマネジメントの専門的な知識・技能を修得させるとともに、劇場・音楽堂等及び文化芸術団体等と連携・協力し、劇場、音楽堂等の現場において必要となる実践的な資質・能力を育成する機会を確保するなど、教育内容の充実を図ることが求められる。

⑥ 子どもへの文化芸術を鑑賞する機会の提供

- 子どもの頃から、本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力をはぐくむ機会を充実することにより、心豊かな子どもや若者を育成することが必要である。このため、国、地方公共団体、民間事業者及び文化芸術団体は連携協力し、学校だけでなく、劇場、音楽堂等においても、こうした機会を提供するよう努める必要がある。
- こうした取組は、次代の文化芸術の担い手をはぐくむ観点からも重要である。

⑦ 鑑賞者拡大のための取組

- 鑑賞者を拡大するためには、子どもへの文化芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、地域において舞台芸術に親しむ環境を醸成するため、劇場・音楽堂等におけるアウトリーチ活動やワークショップ等、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等の文化芸術を地域社会に根付かせるための取組が必要である。
- このため、地方公共団体、民間事業者及び文化芸術団体等においては、相互に連携協力して、これらの取組を一層推進するとともに、国は、これらの取組の支援をするよう努めることが求められる。
- また、国は、国立劇場及び新国立劇場等における、企画制作された公演や作品を企画制作するノウハウ、及び専門的な人材を、全国に提供するよう、努める必要がある。

⑧ 劇場、音楽堂等のより良い運用に向けた指針の作成

- 劇場、音楽堂等の機能をさらに生かすために、国は、地方公共団体や民間事業者等に対し、運用上参考となる事項及び留意すべき事項を示すことが重要である。具体的には、次の事項等について指針を作成することが考えられる。

(1) 劇場、音楽堂等に係る専門的な能力を有する人材の確保

- 「2. 検討対象」で示した、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等の企画制作、公演及び公開、人材育成等の劇場、音楽堂等の機能を十分に生かすことのできる専門的な能力を有する人材を確保することが重要である。
- 劇場、音楽堂等に配置される人材に求められる専門的な能力は、主に以下のようなものが考えられる。

i) 企画制作に係る能力

自主公演、貸館公演、住民参加型公演等を問わず、我が国の文化芸術の水準を高めるような公演や地域住民が求める公演を企画制作し、提供することができる能力。

ii) マーケティングに係る能力

地域における公演等の観客を開拓するとともに、観客を育成する能力や、その施設で行われている文化芸術活動の意義を行政機関、議会、住民、外部の支援者に対する的確に説明する能力（アカウンタビリティに係る能力）、行政機関や企業、助成団体等から継続的に支援を獲得する能力（ファンドレイジングに係る能力）。

iii) 照明や舞台の利用に係る技術力

照明や舞台装置、音響等の設備を安全に利用する技術とともに、演出等の技術力。

- 専門的な人材の配置に当たっては、
 - i) 劇場、音楽堂等の利用目的や主たる事業、施設に備えられた機能等によって必要となる人材が異なること
 - ii) 人材に求められる資質や能力は、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の分野ごとでそれぞれ異なること等に十分留意する必要がある、画一的な人材配置を行うことは適切ではなく、劇場、音楽堂等それぞれの創意工夫が求められる。
- 劇場、音楽堂等の設置者等においては、施設の利用目的等も踏まえつつ、委嘱や派遣、非常勤等の採用形態も工夫しながら、それぞれの劇場、音楽堂等で求められる人材の確保に努めることが重要である。

(2) 劇場、音楽堂等に配置される人材に係る資格

- 劇場、音楽堂等における照明、音響、舞台操作機構等の舞台技術は、舞台芸術の創造や上演活動を支えるとともに、舞台を安全に利用するための管理や運用、舞台設備・舞台備品の管理や維持等、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能等の文化芸術を支える上で重要な役割を担っている。
- 現行、こうした劇場、音楽堂等の設備に係る安全性を確保するため、労働安全衛生法や電気工事士法、消防法等により、劇場、音楽堂等に配置すべき人材について、一定の講習、試験、資格の保有が義務づけられているところである。
- 「(1) 劇場、音楽堂等に係る専門的な能力を有する人材の確保」に記載した企画制作に係る能力やマーケティングに係る能力といったアートマネジメントに係る能力は、文化芸術活動を通じて培った経験や実績が重視される傾向にある。
- このため、資格を有している者のみが一定の業務に従事できる類の資格を新たに設けることについては、その必要性や効果、今後の劇場、音楽堂等を取り巻く状況の変化等を踏まえ、さらに検討する必要がある。

- 一方、職員等の持つ能力や技術を把握するとともに、職員の資質向上を図るため、舞台機構調整技能士、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定及び音響技術者能力検定等の技能検定制度や技能認定を活用することは有効であると考えられる。それぞれの劇場、音楽堂等の機能をより一層生かすために、適宜、こうした技能検定制度等の活用が期待される。

(3) 指定管理者制度の運用

- 指定管理者制度については、地方公共団体において、それぞれの運用目的に沿った創意工夫の下、様々な取組がなされている。
- 一方、指定管理者制度については、経済性や効率性を重視し、事業内容の充実や専門的人材の育成・配置、事業の継続性等が必ずしも重視されない運用がなされ、施設運営が困難になっている状況も見受けられるという指摘がある。
- このため、指定管理者制度を導入している地方公共団体において、次の留意すべき事項を踏まえつつ、今後、指定管理者制度のより一層有効な運用がなされることが期待される。

(指定管理者の選定)

- 劇場、音楽堂等における指定管理者制度の運用をより効果的なものとするために、地方公共団体が指定管理者を選定するにあって、劇場、音楽堂等の設置者である地方公共団体においては、次の点に留意することが重要である。
 - i) 施設管理のコスト削減といった財政上の効率性だけを考慮せず、劇場、音楽堂等の機能を十分に活用し、質の高い事業内容を提供できる指定管理者を選定するよう意識をさらに高めること
 - ii) 指定管理者を公募により選定する場合には、質の高い事業を実施できる指定管理者を選定できるよう、指定管理料の多寡が、指定管理者の選定に大きく影響を及ぼさないような選定基準を作成すること
- 特に、指定管理者の実施事業の質の高さを評価できるよう、指定管理者として応募した者に対して事業内容について提案させるといった企画提案型の募集を行うなどの工夫をすることが重要である。

(指定管理者が自主事業をしやすい環境の整備)

- 地方公共団体によっては、指定管理料とは別に、自主事業の実施や、地域住民の鑑賞機会の提供等に関する取組に対する助成を行っているところがある。地方公共団体においては、こうした指定管理者にとって自主事業をしやすい環境を整備していくことが重要である。

- また、指定管理者制度を導入している施設の7割において、施設の利用料による収入分を指定管理者の自主事業に充てることのできる利用料金制度を導入している。当該制度の運用に当たっては、高い施設利用に係る稼働率を前提として、利用料金収入を高く見積もり、逆に指定管理料を低くするといった運用を避け、指定管理者が自主事業を行いやすい環境を整えていくことが重要である。

(設置者である地方公共団体と指定管理者との意思疎通)

- 指定管理者制度を導入している施設を設置している地方公共団体と指定管理者との間において、事業の実施の方針や事業内容等について、定期的に意見交換を行い、地域住民等が求める事業を円滑に行うことができるよう努めることが重要である。

(指定管理者の態度)

- 設置者である地方公共団体において、指定管理者が自主事業をしやすい環境を整備することと併せて、指定管理者においては、従来の取組に囚われず、地域住民等の求める事業に不断に挑戦するとともに、こうした事業を行うために必要な人材の確保に努めることが重要である。

⑨ 国の財政上の措置等

- 国は、これらの文化芸術の振興に関する施策を着実に実施するため、法制上又は財政上の措置その他の措置を講じる必要がある。